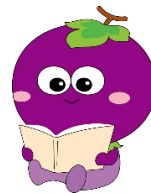


留守家庭児童会 入会のご案内



1. 留守家庭児童会とは

就労や疾病等により、保護者が昼間家庭にいない小学校又は義務教育学校の1年生から6年生までの児童を対象として、放課後に開設しています。児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育て、児童の健全育成を目指しています。

2. 申請方法（オンラインまたは窓口申請）

入会期間は、年度単位（4月1日から翌年3月31日まで）となっております。

令和8年度入会していた場合でも、令和9年度分（令和9年4月1日から令和10年3月31日）の申請が改めて必要です。

入会案内ページはこちら ➡



① オンライン申請

申請期間	11月6日（金）0:00～12月7日（月）23:59
申請準備	保護者分（父・母・65歳未満の同居の祖父母）を事前にご用意ください。 ・就労の場合 → 就労証明書（職場の証明済みのもの） ・傷病の場合 → 傷病証明書（医師の証明済みのもの） ・在学の場合 → 学生証（在学証明書）、カリキュラム等授業時間のわかるもの
申請ページ	上記の入会案内ページからアクセスしてください。

② 窓口申請（事前予約制、オンライン申請の方は不要）

申請期間	11月30日（月）～12月5日（土）9:30～17:00（12:00～13:00除く） ※申請には、来庁日時的事前予約が必要です。 上記の入会案内ページより事前予約の手続きをしてください。（電話予約不可） 【事前予約期間】11月16日（月）10:00～申請日の前日まで
申請場所	羽曳野市役所別館3階 大会議室
申請時必要書類	以下の申請書類①～④（⑤～⑦は希望者のみ）を上記の入会案内ページから各自ダウンロード・印刷のうえ、ご持参ください。 【申請書類】 ① 留守家庭児童会入会申請書 ② 誓約書 ③ 入会児童調査票 ④ 就労証明書・傷病証明書（父・母・65歳未満の同居の祖父母） ⑤ 留守家庭児童会延長使用申請書【希望者】 ⑥ 留守家庭児童会土曜使用申請書【希望者】 ⑦ 留守家庭児童会使用料減免申請書（調査同意書）【希望者】 ※ 申請児童が複数いる場合は、人数分をご用意ください。（コピー可）

年度途中からの入会（5月1日以降入会）

入会を希望する月の前月から受付を開始します。利用開始を希望する日の14日前までに次世代育成課窓口にて申請してください。（オンライン申請はありません。来庁日時的事前予約も不要です。）

※ 申請時には、上記「申請時必要書類」をご確認のうえ、①～④（⑤～⑦は希望者のみ）の必要書類をご持参ください。

3. 利用できる条件

羽曳野市内の小学校または義務教育学校に通う 1～6 年生までの児童のうち、保護者が次のいずれかに該当するもの。

- ・ 就 労：1 ヶ月に通勤時間を含む実労働時間 64 時間以上かつ 12 日以上労働することを 6 ヶ月以上予定していること。なお、放課後の時間に就労していること。
- ・ 傷 病：傷病により、放課後において、児童の保護・育成ができないこと。
- ・ 看護・介護：同居の家族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護しており、放課後において児童の保護・育成ができないこと。
- ・ 在 学：在学により、放課後において児童の保護・育成ができないこと。

※ 過去 5 年間に児童会の使用料滞納がある場合、入会できません。

※ 育児休業中は入会できません。（産前産後休業中は入会・在会とも可）

※ 夏休みなど長期休業日のみの利用はできません。

※ 施設条件・職員配置の状況等により、入会する児童に必要な保育が提供できないと判断した場合は、入会できない場合があります。

※ 年度途中で入会の条件を満たさなくなった場合や、退会したい場合は「退会届」の提出が必要です。

4. 開設期間・開設時間

開設期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日の月曜日～土曜日

ただし、次に該当する日は休会日です

- ・ 日曜日・祝日
- ・ 12 月 29 日～翌年の 1 月 3 日まで
- ・ 8 月 10 日から同月 18 日までの間において毎年度委員会が指定する日
- ・ 災害・暴風雨等で学校が休校またはそれに準じて一斉下校となる場合で、給食が行われない日
- ・ その他教育委員会が休会と認めた日

開設時間

区分	開設時間
平日	授業終了時刻 ～ 午後 5 時
学校休業日（夏休み等）	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時
土曜日（希望者のみ）	午前 9 時 ～ 午後 5 時
延長利用（希望者のみ）	午後 5 時 ～ 最長午後 6 時 30 分（土曜開会を除く）

5. 延長使用について

児童会は、最長午後 6 時 30 分まで開会しています。

※ 延長使用には事前に申請が必要です。

※ 保護者等（高校生以上）のお迎えが必要です。

※ 延長使用する場合は、児童 1 人につき月額 2,000 円の延長使用料が追加が必要です。
（延長使用料の多人数割引及び使用料減免はありません。）

※ 土曜開会については、延長使用はありません。

6. 土曜開会について

土曜日において、保護者全員が就労や傷病、看護・介護及び在学等の理由により、児童の保護・育成ができない方を対象に、土曜開会を実施しています。

- ・開 会 日：毎週土曜日
- ・開会場所：在会する児童会
- ・開会時間：午前 9 時 ～ 午後 5 時 ※延長使用はありません。

- ※ 土曜使用には事前に申請が必要です。
- ※ 土曜開会のみのご利用はできません。
- ※ 土曜使用する場合は、児童 1 人につき月額 1,500 円の土曜使用料が追加が必要です。
(土曜使用料の多人数割引及び使用料減免はありません。)

7. 費用（令和 9 年 4 月分～改定）

※「使用料及び手数料の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例」に基づき令和 9 年 4 月分より使用料が改定されます。

市に納入するもの	金額
使用料	7,000 円／月（2 人目は 3,500 円／月、3 人目以降は無料）
延長使用料	2,000 円／月（使用料と併せて納付）
土曜使用料	1,500 円／月（使用料と併せて納付）

- ※ 支払いは毎月月末です。
- ※ 日割り計算はありません。

任意で加入するもの	金額
傷害・賠償保険料	800 円／年（入会日～令和 10 年 3 月 31 日）

- ※ 入会決定後、別途ご案内します。

保護者会に納入するもの	金額
学童活動費	【目安】3,000 円／月

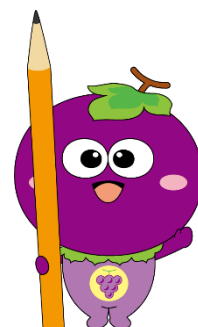
- ※ 児童会より納入袋を毎月お渡しますので、児童会を通して、保護者会に納入してください。

使用料の減免制度

使用料には減免制度があります。減免を受けることができる方は以下のとおりです。（別途申請が必要）
オンライン申請の場合は「[減免申請をする](#)」にチェックしてください。

- ・生活保護世帯
- ・住民税非課税世帯：令和 8 年度非課税→令和 9 年 4～6 月分減免
令和 9 年度非課税→令和 9 年 7 月～令和 10 年 3 月分減免
- ・災害等により納付が困難と認められる世帯

- ※ 延長使用料及び土曜使用料に多人数割引及び使用料減免はありません。
- ※ 減免対象外となられた場合はすみやかにご連絡ください。
- ※ 令和 9 年度から非課税世帯となられる場合は 6 月末までに申請してください。
(令和 9 年 7 月分から適用、遡っての還付はありません。)
- ※ 申請に必要な書類（マイナンバー確認書類等）は市ウェブサイトでご確認ください。



8. 入会決定までの流れ

新規入会

申請書等提出 → 児童相談（希望者） → 審査 → 入会決定通知（2月上旬頃） → 説明会（各児童会） → 利用開始

※ お子様の様子が不安がある方は、学童指導専門員による児童相談を以下の児童相談予約フォームから予約できます。



児童相談予約フォーム（新規入会希望者のみ）
(URL) <https://logoform.jp/form/jrTD/1755925>

継続入会

申請書等提出 → 審査 → 入会決定通知（2月上旬頃） → 利用開始

デジタル通知について

11月6日（金）～12月7日（月）に申請された方は、入会決定の通知をデジタル通知で受け取ることができます。紙通知よりも数日程度早くスマホで受け取ることができます。デジタル通知のご利用には、my door OSAKA（大阪総合行政ポータル）への登録が必要です。

「別添【my door OSAKA】登録について」をご確認のうえ、登録をお願いします。

なお、登録された方を対象に、抽選で3,000円相当のデジタルギフトが当たるキャンペーンを実施しています。

※ 登録されない場合は、書面での郵送通知となります。

キャンペーン
詳細はこちら



9. 対象校・開設場所・連絡先

在籍する小学校園の児童会に入会となります。

児童会名	開設場所	電話番号
古市	古市小学校内	072-958-1935
古市南	古市南小学校内	072-958-1999
駒ヶ谷	駒ヶ谷小学校内	072-957-0749
西浦	西浦小学校内	072-958-0151
西浦東	西浦東小学校内	072-958-8103
白鳥	白鳥小学校内及び白鳥児童館内	072-957-1513
羽曳が丘	羽曳が丘小学校内	072-956-2120
丹比	丹比小学校内	072-939-4950
埴生南	埴生南小学校内	072-958-4999
埴生	はびきの埴生学園内	072-938-0343
高鷺	高鷺小学校内	072-938-4710
高鷺北	高鷺北小学校内	072-954-7301
高鷺南	高鷺南小学校内	072-953-3388
恵我之荘	恵我之荘小学校内	072-952-8696

お問い合わせ（9:00～17:30）

羽曳野市教育委員会事務局 生涯学習部 次世代育成課
TEL：072-947-3902